

平成 31 年度北海道教育大学教育学部函館校

編 入 学 入 試 小 論 文 試 験 問 題

地域協働専攻 国際協働グループ

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子を開かないこと。
- 2 この問題冊子はこの表紙を除いて3ページ、解答用紙は2枚、下書き用紙は2枚あります。
- 3 解答は解答用紙に横書きとし、句読点および段落の空白も1文字とし、指定された字数内でまとめること。ただし、題・氏名は記入しないこと。
- 4 受験番号は、解答用紙の指定欄に記入すること。
- 5 解答用紙2枚を提出し、問題冊子・下書き用紙は、試験終了後持ち帰ること。なお、いかなる理由があっても解答用紙以外は受理しません。
- 6 試験中に、問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等により交換を必要とする場合は、手を挙げて監督者に知らせること。

【問題】

次の問題文を読んで、後の問いに答えなさい。(合計 100 点)

「新憲法へ具体論に入る時だ」(読売新聞 2007 年 5 月 15 日)

憲法制定以来、60 年以上も放置されてきた憲法体制の欠陥がようやく是正された。

憲法改正の手続きを定める国民投票法が、自民、公明の与党などの賛成多数で可決、成立した。国民の主権行使の中で最も重要な憲法改正にかかわる主権を行使することができるようになる。

国際情勢や日本の安全保障環境の劇的な変貌、日本の経済・社会の根本的な変化など、今日の内外の姿は、憲法制定時には想像すらできなかつたものだ。しかも、今後さらに大きな変化の波を乗り切っていかなければならない。

憲法審査会の責務

その指針となる新憲法を定めるための重要な基盤が整ったと言える。

国民投票法は本来、与野党が対立する性格のものではない。民主党の小沢代表が、夏の参院選に向けて与党との対決姿勢を打ち出し、国民投票法を与野党対立に巻き込んだのは残念なことだ。

参院本会議での採決の際、民主党の渡辺秀央元郵政相が、「政治家としての信念」として賛成した。民主党には、本心では同様の立場に立つ議員が、少なくないのではないか。不毛な対立から一刻も早く抜け出すべきである。

参院選後の臨時国会から、衆参両院に憲法審査会が設置される。法施行は公布から 3 年後とされ、その間、憲法改正原案の提出はできない。だが、法施行後、速やかに改正作業に入ることができるよう、具体的な論点を整理することは、審査会に課せられた最重要課題だ。

安倍首相は、参院選で、自民党が 2005 年に公表した条文形式の「新憲法草案」を有権者に問う、と言う。民主党は「憲法提言」を発表し、公明党は「加憲」を主張しているが、いずれも未だに条文の形にはなっていない。

もはや「憲法改正の是非」ではなく、変えるとすれば、どこをどう変えるのかを論じるべき時だ。その観点から、民主、公明両党も条文化を急いでもらいたい。各党が具体的な改正案を明示し、憲法改正原案の基本となる要綱策定の作業を促進することが大事だ。

関連の法整備にも早急に着手する必要がある。

国民投票の権利を持つのは「日本国民で年齢満 18 年以上の者」とされた。これに伴い、付則第 3 条は、法施行までの間に、選挙権年齢、成年年齢をそれぞれ 20 歳以上と定めている公職選挙法及び民法その他の法令を検討し、「必要な法制上の措置を講ずる」としている。

18 歳投票の法整備を

国会図書館の調査では、米英仏独など欧米はもちろん、ロシアや中国も含め、186 国・地域のうち 162 国・地域が、18 歳以上だ。これが世界の標準だ。18 歳以上とするのは自然なことだ。

人口減の下で、国の将来への若い世代の責任意識を高めることにもなる。

無論、法整備は容易ではあるまい。

成年年齢を18歳以上に見直す場合、関係する法律は100本を超える。国民の権利・義務、保護など、社会のあり方に大きな影響を及ぼす可能性がある。

例えば、18歳になって犯罪を犯せば、少年ではなく、成人としての刑事責任を負う。実質的な厳罰化となる。

未成年者の法律行為は、原則として法定代理人の同意が要る。18歳で民法上の契約ができることになれば、若年世代の経済活動の範囲が広がる。それに伴い、責任も負うことになる。

広範な影響を考慮し、日本社会のあるべき姿を見据えた検討が必要だ。

先の参院憲法調査特別委員会での採決に当たって、自民、公明、民主3党の賛成で付帯決議を採択した。法施行までの間、憲法審査会で憲法改正上の課題について十分調査することなど18項にわたるが、全体として妥当な内容である。

与党には、民主党に一定の配慮をすることで、将来の憲法改正での共同歩調の可能性を残したい、という判断もあったのだろう。

気掛かりなのは、憲法審査会で、法施行までに、いわゆる最低投票率の制度の「意義・是非」について検討を加える、としている点だ。

一定の投票率に達しないと、国民投票自体を無効とする最低投票率制度の導入は、従来、共産、社民両党などが主張してきた。憲法改正を阻止するための方策という政治的な意図が背景にある。

最低投票率は不要だ

だが、外国を見ても、最低投票率制度を導入している国は少数派だ。欧米先進国では、米独には憲法改正に関する国民投票制度はない。フランスやイタリアには、最低投票率の規定がない。

衆院で否決された民主党提出の国民投票法案にも、最低投票率の規定はなかった。最低投票率制度の導入にこだわるべきではあるまい。

憲法審査会の論議が進めば、有権者は現実の課題として憲法改正に向き合うことになるだろう。時代の要請に応じて、新憲法へ、大きな一歩をしっかりと踏み出さねばならない。

「さあ改憲」とはいかぬ（朝日新聞2007年5月15日）

憲法改正の是非を問う国民投票法が成立した。野党第1党の民主党も含め、政党間の幅広い合意を目指してきたが、結局、自民と公明の与党が野党の反対を押し切った。

いまの憲法ができて60年。初めて国民投票の手続きを定める法律をつくらうというのに、こんな形の決着になったのはきわめて遺憾である。

衆参各院で3分の2の賛成がなければ発議すらできないという憲法改正の規定は、改正にあたって国民の幅広い合意形成を要請したものだ。そのルールを定める話なのに、参院選

への思惑といった政党の損得勘定が絡み、冷静な議論ができないまま終わってしまった。

最低投票率の問題をはじめ、公務員や教員の運動に対する規制など、詰めるべき点を残したままの見切り発車である。18項目にもわたる付帯決議でそうした問題の検討を続けるとしたが、ならばじっくりと論議し、結論を出してから法律をつくるべきではなかったか。

さて、投票法の成立を受けて、安倍首相は7月の参院選で改憲を問う姿勢をますます強めている。

そもそも投票法の成立を急いだのも、それが目的だった。中川秀直自民党幹事長は、今度の選挙で選出される参院議員について「任期6年の間に必ず新憲法発議にかかわることになる」とまで語り、自民党議員の当選には改憲への信任がかかっているとの考えを示した。

改憲の中身として首相が語るのには、自民党が一昨年発表した新憲法草案だ。その根幹は9条を変えるところにあると言っていいだろう。

自民党案の9条部分を読んでみよう。

9条2項の戦力不保持や交戦権否認の規定は削除され、代わりに「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する」といった文言が入る。

つまりは、現在の自衛隊ではなく、普通の軍隊を持つということだ。自民党は、今後つくる安全保障基本法で自衛軍の使い方をめぐる原則を定めるとしている。だが、たとえ基本法に抑制的な原則をうたったとしても、憲法9条とりわけ2項の歯止めがなくなれば、多数党の判断でどこまでも変えることが可能だ。

集団的自衛権の行使に制約をなくし、海外でも武力行使できるようになる。いつの日か、イラク戦争で米国の同盟国として戦闘正面に立った英国軍と同じになる可能性も否定されないということだ。

首相は憲法を争点にするというのなら、自衛軍を持つことの意味、自衛隊との違いをもっと明確に語る義務がある。「戦後レジームからの脱却」といった、ぼんやりした表現ではすまされない。

投票法ができたといっても、自民党草案や自衛軍についての国民の論議は進んでいない。参院選ではそこをあいまいにすることは許されない。

出典:[社説] 国民投票法成立 新憲法へ具体論に入る時だ 2007年5月15日 読売新聞

問1 両新聞の社説を読み、その内容を、それぞれ200字(合計400字)以内に要約しなさい。(配点50点)

問2 両社説の見解の違いを整理し、その是非について400字以内で論じなさい(なお、どちらの社説に賛同するかは問いません)。(配点50点)